「石井小学校いじめ防止基本方針」

二本松市立石井小学校

＜「いじめの定義」について＞

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より：平成２５年６月２８日）

１　目　標

○　「いじめ防止対策推進法（第１３条）」における「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」の規定を踏まえながら、「いじめは許されない」という理解をもとにいじめのない学級・学校づくりを形成する。

○　「いじめ防止対策推進法（第３条：基本理念）」における「いじめ」への対策の意義について十分に理解し、「いじめの絶無・いじめによる心身に及ぼす影響の理解・生命及び心身を保護すること」を中核にした「いじめ対策」に常時取り組めるような校内体制の強化と改善に努める。

２　方　針

○　「二本松市いじめ防止基本方針（平成２８年１０月策定　平成２９年１０月改訂）」をもとに、「いじめ防止」のために、取組内容、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修による防止、早期発見、対処等の包括的な取組方針や指導内容のプログラム化を図る。

○　「いじめ対応」に係る教職員の資質能力向上を図るより具体的な取組や対処方法を年間計画に位置付け、ＰＤＣＡサイクルを見通した運営及び実施ができるようにする。

○　児童が主体となっていじめ防止に取り組む活動の充実を図る。

○　家庭・地域と連携し「石井総がかり」でいじめ防止及び早期発見対応に努める。

３　いじめ防止対策のための組織

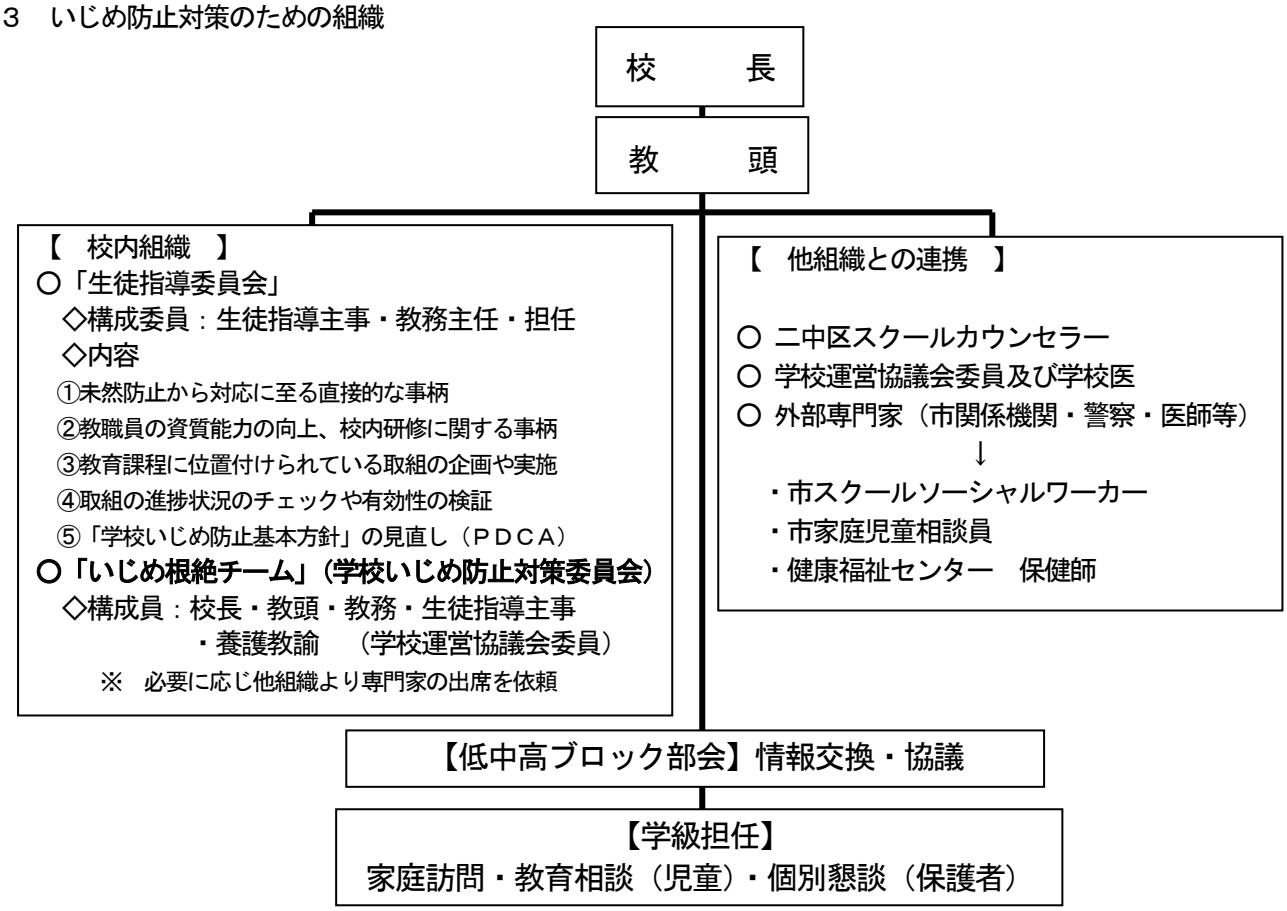

４　内　容

（１）いじめの未然防止のための取組

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ，本校在籍の全児童を対象に，いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

① 豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う人間関係の構築する能力を養うために、道徳教育の充実を図る。

② 児童会が主体となっていじめ防止活動を推進し、いじめを決して行わないという学校としての毅然とした態度を示す。

③ 多用な機会を利用して、保護者に対していじめ撲滅の啓発を行う。
（授業参観・家庭訪問・個別懇談・ＰＴＡ懇談会・学校だより・ＨＰ等）

④ 様々な場面で、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象になることを理解させる。

⑤ 温かい人間関係づくりや児童を見取る目を養うために、いじめ防止対策等の研修会に職員を積極的に参加させる。

（２）「いじめ」の早期発見と対応策について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，気付きにくく判断しにくい形で行われることを教職員は認識する。この認識に基づき，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から的確に関わりを持ち，いじめを軽視したり見逃したりすることなく，いじめを積極的に認知するよう心がける。

① 年３回、児童対象に「こまりごとアンケート」、保護者対象に「いじめ調査」を実施し、教師の目に行き届きにくいいじめへの早期発見に努める。

② 年１回、Ｑ－Ｕを実施するとともに職員全体で分析会を行うことを通して、教職員による情報の交換及び共有に努め、児童一人一人の理解と対応方法を学級集団の状態を把握し、いじめの早期発見に努める。

③ 児童対象の「教育相談」、保護者対象の「個別懇談」を実施し、アンケート上では見取れないいじめの早期発見のための相談体制を確立する。

④ ＳＮＳを通じて行われるいじめについて実態調査を行い、必要に応じて外部講師による講演会等を児童及び保護者対象に実施する。

（３）「いじめ」対応への具体的措置について

いじめの発見に至った場合には，特定の教職員で抱え込まず，「委員会」を中核に組織的に対応する。対応の基本は，被害児童を守り通すとともに，加害児童に対しては，人格の成長を旨として，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導する。また，これらの対応については，教職員全員の共通理解，保護者の協力，必要に応じて関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

○ 発見・通報を受けた場合は、組織を活用し速やかに被害児童を守るとともに、毅然とした態度で加害児童への指導を行う。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て関係機関、専門機関と連携して対応に当たる。

また、単に謝罪をもって安易に解決したと考えず、以下の２要件を満たしているかを常に確認する。

① いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも３か月継続していること。

② 被害児童生徒が心身に苦痛を感じていないこと。

【発見・通報からの具体的な対応について】

「いじめ」に関する主な内容	具体的な対応策（例）
いじめ行為の発見・通報	・児童や保護者の訴えを真摯に傾聴し、児童の安全を確保 ・いじめ根絶チーム（いじめ防止対策委員会）との情報共有 （関係児童の事情聴取及び担任・学年・ブロック会等での話合い等による情報交換） ・事実確認結果を校長より設置者への連絡及び被害・加害保護者への連絡 ・いじめが継続される場合には、警察署や関係機関との相談
いじめられた児童・保護者への対応	・児童への事実関係の聴取：担任ならびに生徒指導主事等 ※個人情報の扱い・プライバシーへの留意 ・家庭訪問の実施：担任・生徒指導主事・管理職

	※保護者への事実関係の提示 ・いじめられた児童への寄り添える体制づくり ・状況に応じて出席停止制度の活用 ・外部専門家への協力依頼と実践 （心理・福祉の専門家・教員ＯＢ・警察官ＯＢ等） ・アンケート調査の実施による状況判断の厳密化と情報提供
いじめた児童・保護者への対応	・児童への事実関係の聴取：担任ならびに生徒指導主事等 ・いじめ確定の場合は、複数教員で専門家・ＯＢの協力を得て組織的に指導及び再発防止措置をとる。 ・事実関係確認後、保護者の理解や納得を得て協力を求め、保護者への継続的な助言を実施する。 ・いじめの背景に配慮し、当該児童の人格形成を図る。 ・当該児童を一定の配慮の下、特別指導計画での指導の実施 ※個人情報の取扱・プライバシーへの配慮 ・いじめた児童の別室指導の展開 ・出席停止の実施、警察との連携 ・学校教育法第１１条による「懲戒」の適用判断 ※教育的な配慮と判断が必要である。
いじめが起きた集団への働きかけ	・学級全体での話し合いによるいじめ根絶の態度の育成 ・加害、被害の両児童と他児童との関連でよりよい集団や人間関係を作り上げる活動を展開する。
ネット上のいじめへの対応	・ネット上の不適切な書き込みに対しては、即座にプロバイダに削除を求める措置をとる。 ・法務局や地方法務局への協力を依頼する。児童の生命への危険が及びそうな場合は警察署に連絡し適切な援助を求める。 **・ＳＮＳの書き込みやスマホ、タブレット使用等における保護者への情報モラルの啓発**

５　配慮事項

（１）　いじめへの対応は、全職員による組織的な指導体制を整えて一致協力しながら対応する。
その場合、「市教委、二中区ＳＣ、市ソーシャルワーカー、家庭児童相談員、医師等」の外部専門家の指導や支援を仰ぎながら実効的な対応を行う。

（２）　いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する教職員研修を年間計画に位置付ける。
担任がいじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは法の規定に反することを確認する。

（３）　校務分掌・組織体制については、一部教職員への負担がかからない配慮と適正化を実施し組織を整える。

（４）　学校（校長）は、地域や家庭と連携しながら、いじめ問題の重要性の認識を広める。

＜具体例＞　**・家庭訪問や学校だよりでの啓発**
・ＰＴＡや地域諸団体（青少協・民生委員・防犯協会等）との連携
・学校運営協議会での協議

６　年間実施計画　※生徒指導との連携した年間計画
※別紙（４ページ）

７　評価と改善

○　以下の項目を学校評価に位置付け、評価結果を公表し、いじめ撲滅を最優先とした学校運営を行う。
・「いじめ」「いやがらせ」に教職員が即座に対応しているか。
・学校（担任）は悩み事を相談しやすい雰囲気づくりに努めているか。
・学校（家庭は）温かい人間関係づくりに努めているか。　　等

〈年間実施計画　※生徒指導との連携した年間計画〉

月	生徒指導関係	いじめ防止対策
4	○生徒指導協議会（月１回）の開催 ・「石井小学校のきまり」の確認と徹底 **○「いじめ根絶宣言」**	○　児童会「きらりカード」の推進（年間） ○　児童会「あいさつ運動」の推進（年間） ○　情報モラル教育の推進（年間）
5	○校内生徒指導部会の開催（随時） ・当該諸問題における担当者会議	**○　第１回「子供コミュニティ会議」の実施** **・縦割班によるいじめ防止活動（スローガン作成等）** **①５月：１回目** **「いじめアンケート調査」の実施** （ＳＮＳの実態調査を含む）
6	○家庭訪問 ○Ｑ－Ｕ分析会 ・要支援児童の共通理解と支援体制の確認 ・児童及び学級集団の把握と対策	・ＳＣ等との連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・いじめ根絶チーム会議の開催
7	○夏季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 （いじめやＳＮＳとの付き合い方についての保護者への啓発）	**○　第２回学校運営協議会での周知**
8	○夏季休業中の要支援児童の状況確認	**○　第２回「子供コミュニティ会議)」の実施** **・縦割班による振り返り（スローガン見直し等）**
9		**・ふれあい委員会主体の「いじめストップキャンペーン」の実施** **②１０月：２回目** **「いじめアンケート調査」の実施**
10		・ＳＣ等との連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合 ・いじめ根絶チーム会議の開催
11	○教育相談の実施 ・全児童を対象とした児童との面談を実施する。	
12	○個別懇談の実施 ・全保護者との２者面談を実施する。	**○　第３回「子供コミュニティ会議」の実施** **・縦割班による振り返り**
1	○冬季休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 ○冬季休業あけの児童状況把握（担任）	**③１月（下旬）：３回目** **「いじめアンケート調査」の実施** ・ＳＣ等との連携、養護教諭との連携 ※調査後に「いじめ」が認識の場合
2		・いじめ根絶チーム会議の開催
3	○学年末休業中の過ごし方等の生活指導の徹底 ○年間実施計画の見直しと改善 ・教育課程編成会議等による担当者会議	
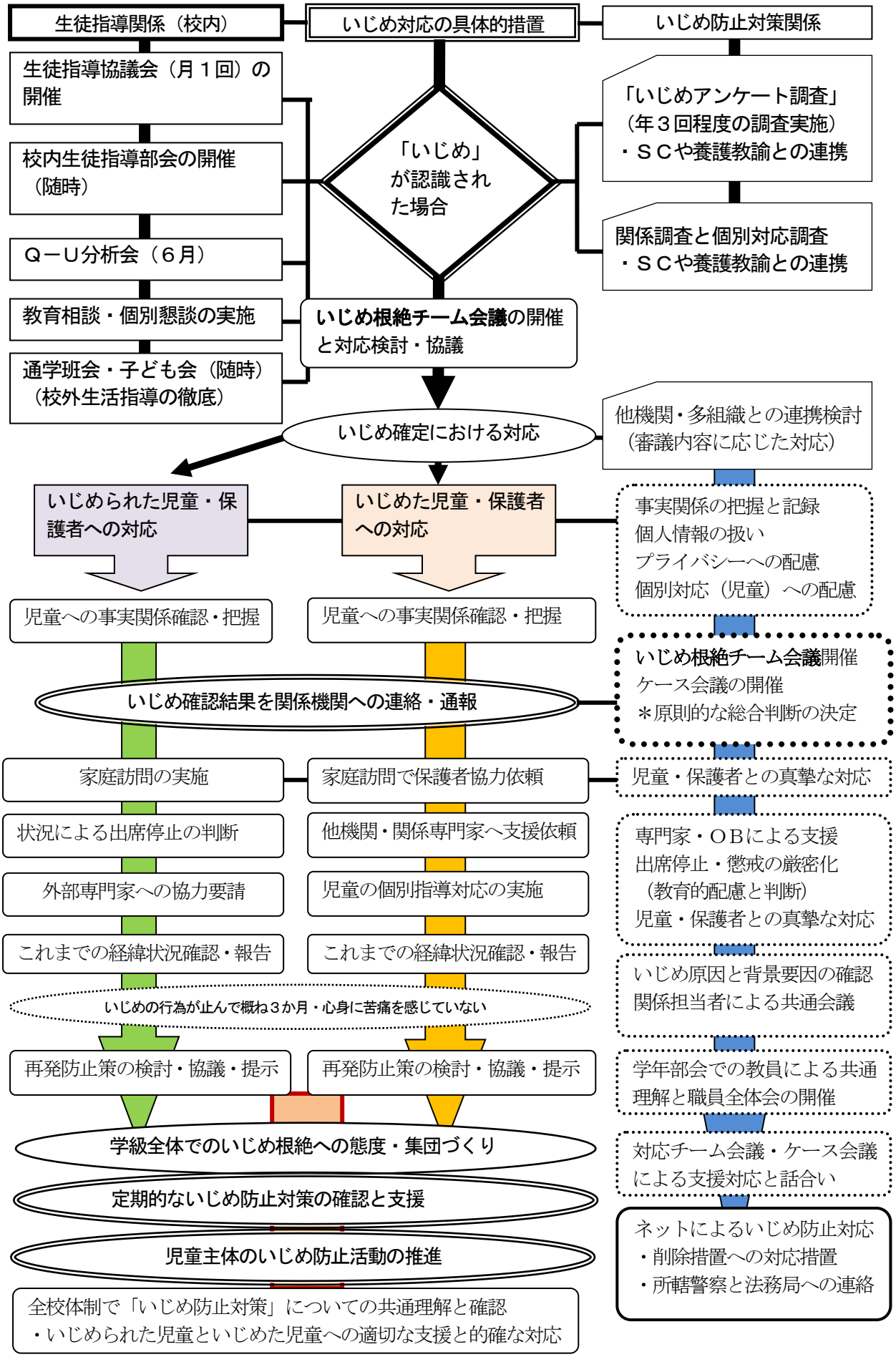
【　いじめ防止対策における概略図　】